

第3期

那須塩原市

保育園整備計画（素案）

（令和6年10月23日現在）

令和7(2025)年3月策定

那須塩原市



<b>1</b>	<b>計画策定の趣旨</b>	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>計画の位置付けと期間</b>	<b>2</b>
	(1)計画の位置付け	2
	(2)計画期間	3
	(3)区域の設定	3
<b>3</b>	<b>現状</b>	<b>4</b>
	(1)人口の推移	4
	(2)児童	6
	(3)施設	10
	(4)公立保育園	13
	(5)国の政策	16
	(6)事業者の意向	18
	(7)第2期保育園整備計画の進捗	20
<b>4</b>	<b>課題</b>	<b>22</b>
	(1)待機児童0人の継続	22
	(2)多様な保育ニーズへの対応	22
	(3)公立保育園の在り方の実現に向けた取組の推進	22
<b>5</b>	<b>基本方針</b>	<b>24</b>
<b>6</b>	<b>整備等に向けた施策</b>	<b>26</b>
<b>7</b>	<b>特定課題と対応方向</b>	<b>29</b>
	(1)安心して子どもを預けられる教育・保育体制の整備	29
	(2)第3期那須塩原市子ども・子育て未来プランとの連携	29
	(3)施策の実施に伴う財源	30
	(4)公立保育園の在り方実現に向けた取組の推進	31
<b>8</b>	<b>最後に</b>	<b>32</b>

# 1 計画策定の趣旨

本市では、これまで待機児童の解消や多様な保育ニーズに対応するため、「保育園整備計画（後期計画）【改訂版】（平成27(2015)年度から令和元(2019)年度）」を策定し、民間の力を活用し、民営化や市内幼稚園の認定こども園移行、保育園や認定こども園等の新規開園などの待機児童対策、病児・病後児保育などの多様化する保育ニーズへの対応など、様々な施策を推進してきました。

また、令和2(2020)年には、「第2期保育園整備計画（令和2(2020)年度から令和6(2024)年度）」を策定し、地域型保育事業所の新設、公立保育園の在り方の検討、その在り方の実現に向けた民営化や閉園などに取り組んできました。

それらの結果、令和3(2021)年4月には、待機児童の解消を達成するとともに、民営化などによる保育サービスの充実を図り、多様な教育・保育の提供を行ってきました。

一方で、第2期保育園整備計画の策定から5年が経過し、少子化の進行に伴い保育園等の利用児童数が減少するなど、今後の保育施策の重点が「量（定員の確保）」から「質（保育の質の向上）」への転換期を迎えようとしています。

このような状況の変化を踏まえるとともに、第3期子ども・子育て未来プランと整合を図った計画の見直しを行い、少子化に対応した保育園等の在り方を推進するため、「第3期保育園整備計画」を策定します。

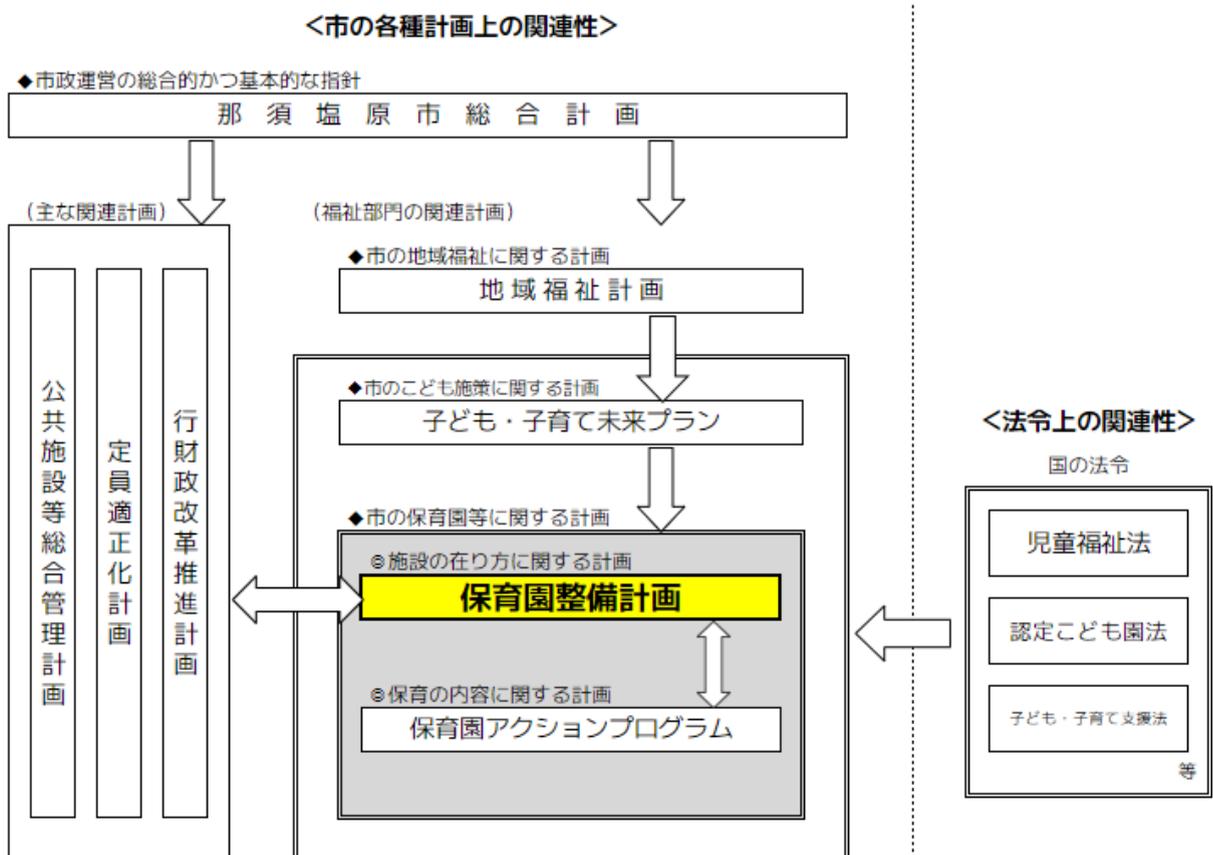
## 2 計画の位置付けと期間

### (1)計画の位置付け

本計画は、市政運営の総合的かつ基本的な指針となる「第2次那須塩原市総合計画」（以下「総合計画」という。）に基づき、今後の本市の保育園等の整備及び運営の在り方をまとめたものです。

具体的には、総合計画を最上位計画とした福祉部門の計画体系の中に位置付けられており、「保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラム」が主に保育園等の保育内容に関する計画であるのに対して、本計画は、本市の保育園等の整備の方向性を定めた計画となります。

なお、本計画は、関連する法令と連携しながら推進するものであり、児童福祉法において、「市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）を作成することができる。」と規定されています。さらに、同法において、市町村整備計画に基づく事業の実施に当たっては、国から交付金の交付を受けることができることとなっているため、保育園等を整備するに当たっては、本計画に位置付けることが必要となります。



## **(2)計画期間**

本計画は、「第3期子ども・子育て未来プラン」（以下「第3期未来プラン」という。）に合わせ、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とし策定します。

## **(3)区域の設定**

本計画では、第3期未来プランで設定している教育・保育提供区域と同様に那須塩原市全域を一つの区域として設定します。ただし、今後、保育園等を整備するに当たっては、それぞれの地域の保育需要と供給のバランスを考えながら、事業の展開を図っていきます。

### 3 現状

#### (1)人口の推移

##### ①総人口

本市の総人口は減少傾向で推移しており、令和6(2024)年は116,133人で、子ども・子育て新制度が施行された平成27(2015)年と比較して2,383人の減少となっています。

少子化・核家族化の進展、単身世帯が増加していることなどから、1世帯当たりの人員も減少傾向で推移しています。

【図：総人口の推移】



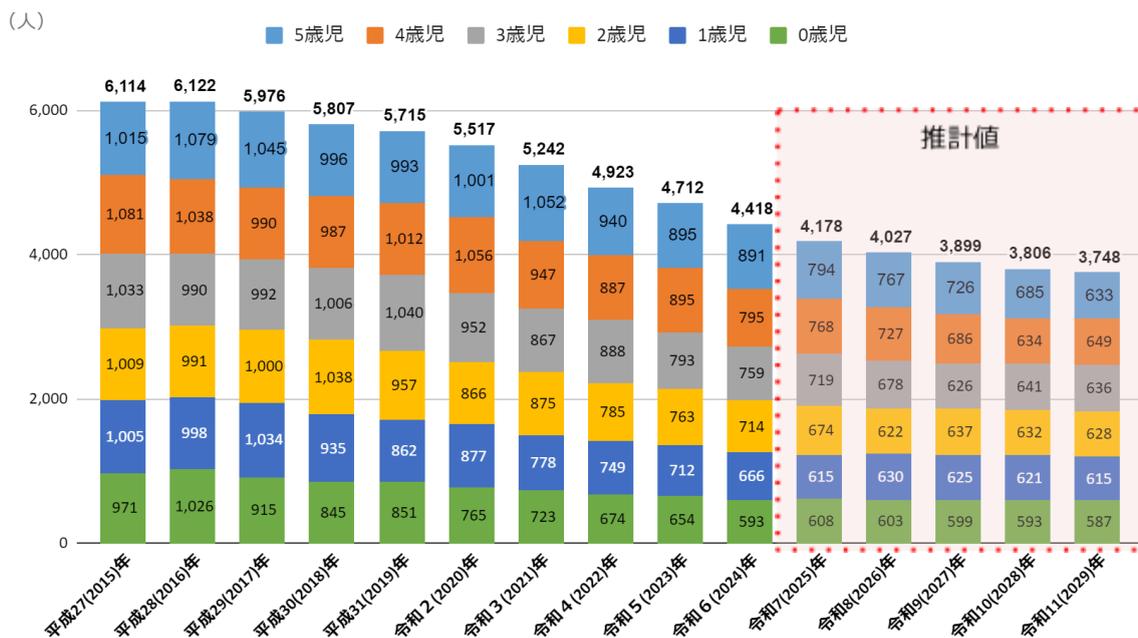
出典：栃木県住民基本台帳年報（各年1月1日現在）

##### ②就学前児童数の推移と推計

令和6(2024)年の就学前児童数は4,418人となっています。平成27(2015)年と令和6(2024)年で比較すると1,696人(27.4%)の減少となっており、本市でも例外なく少子化が進行しています。

今後も少子化が進展していく見込みであり、第3期未来プランでの推計では、令和11(2029)年の就学前児童数は3,748人となり、平成27(2015)年と比較すると2,366人(38.7%)の減少となる見込みです。

【図：年齢区別就学前児童数の推移と推計】



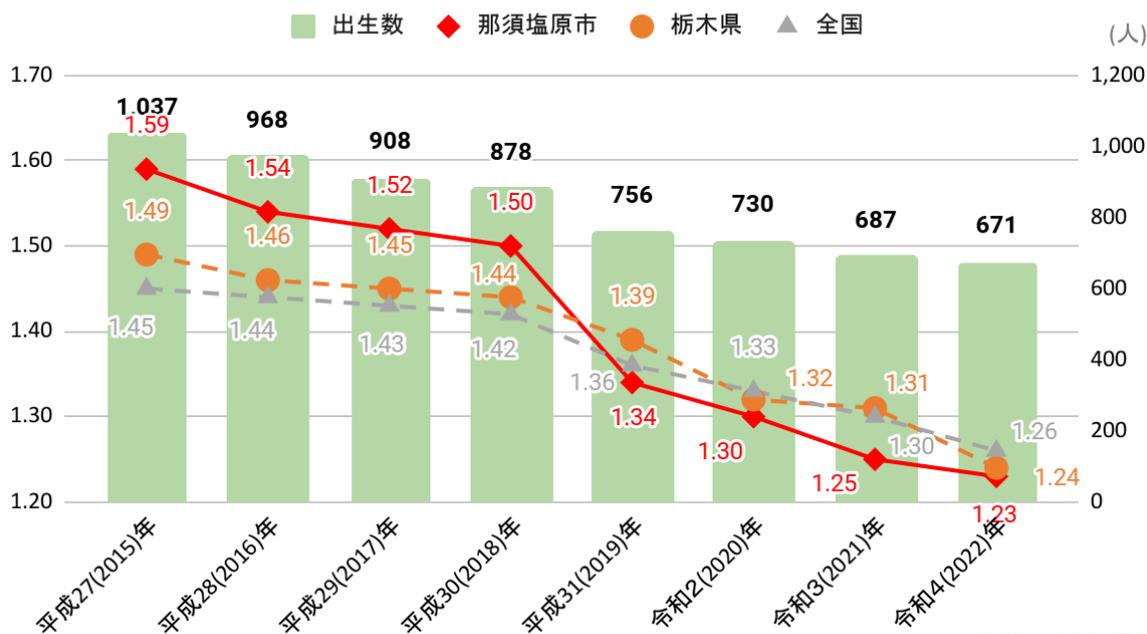
出典：子ども・子育て未来プラン（各年4月1日現在）

### ③出生数の推移

本市の出生数は、平成27(2015)年以降は減少傾向であり、令和4(2022)年で671人となっています。

また、合計特殊出生率は、栃木県及び全国より上回った状況で推移していましたが、平成31(2019)年に急激に低下し栃木県及び全国を下回り、令和4(2022)年は1.23となっています。

【図：出生数と合計特殊出生率の推移】



出典：栃木県保健統計年報

## (2)児童

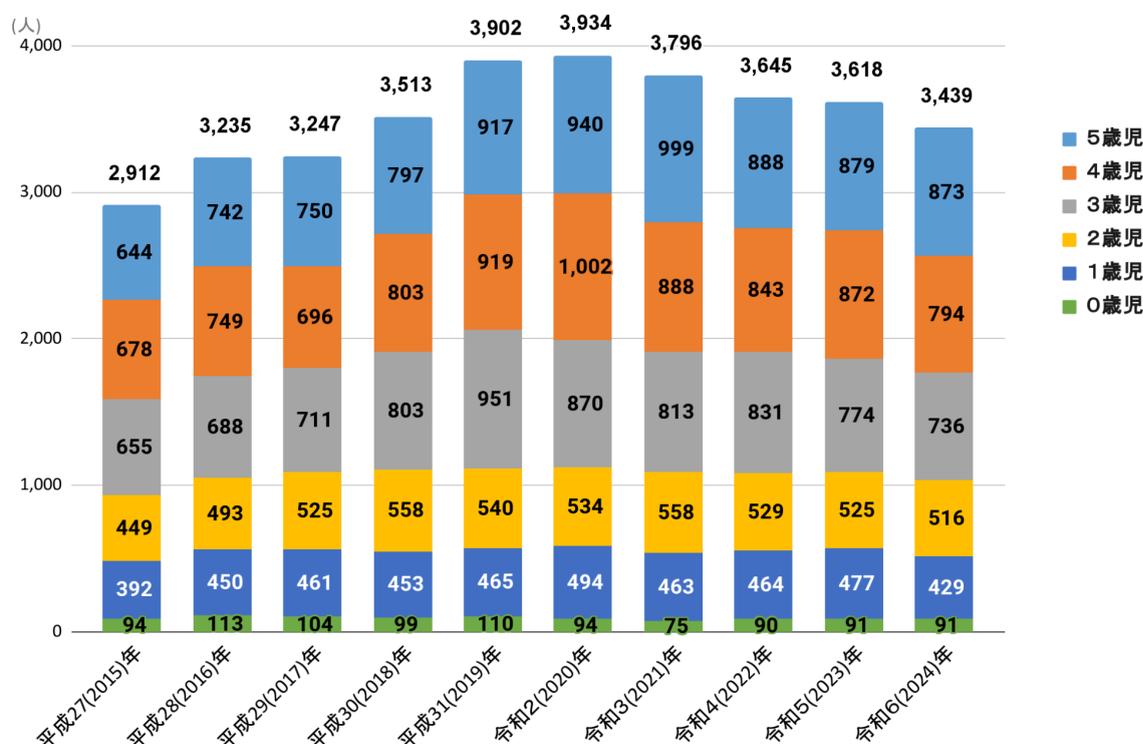
### ①入園児童数

平成27(2015)年以降、本市の保育園等の入園児童数は、増加傾向でしたが、令和2(2020)年の3,934人をピークに減少に転じました。

令和2(2020)年と令和6(2024)年を比較すると、495人(12.6%)の減少となっており、年齢区分ごとに見ると、4歳児(208人・20.8%減少)、3歳児(134人・15.4%減少)、1歳児(65人・13.2%減少)の減少が多くなっています。

また、認定区分\*ごとに見ると、1号認定が255人(27.5%)、2号認定が155人(8.2%)、3号認定が86人(7.7%)減少しており、1号認定の減少が顕著になっています。

【図：年齢区分別入園児童数の推移】



出典：保育課調べ（各年4月1日現在）

※入園児童数は、市内在住の市内保育園在園児（通常入所児童）と市外保育園在園児（広域委託児童）の合計（実市民入園児童数）

\* 認定区分＝子どものための教育・保育給付認定の区分

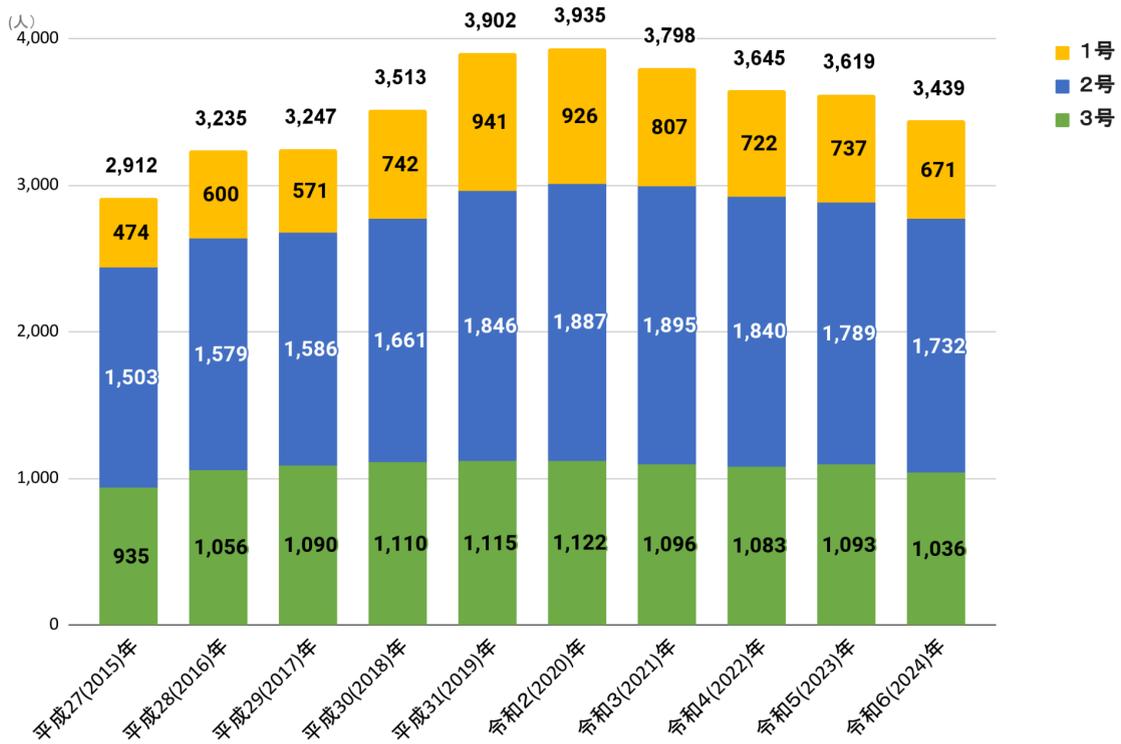
1号認定：満3歳以上・教育を利用する子（教育標準時間認定）

2号認定：満3歳以上・保育が必要な子（保育標準時間認定または保育短時間認定）

3号認定：満3歳未満・保育が必要な子（保育標準時間認定または保育短時間認定）

※教育標準時間＝4～5時間程度、保育標準時間＝最大11時間、保育短時間＝最大8時間

【図：認定区分別入園児童数の推移】

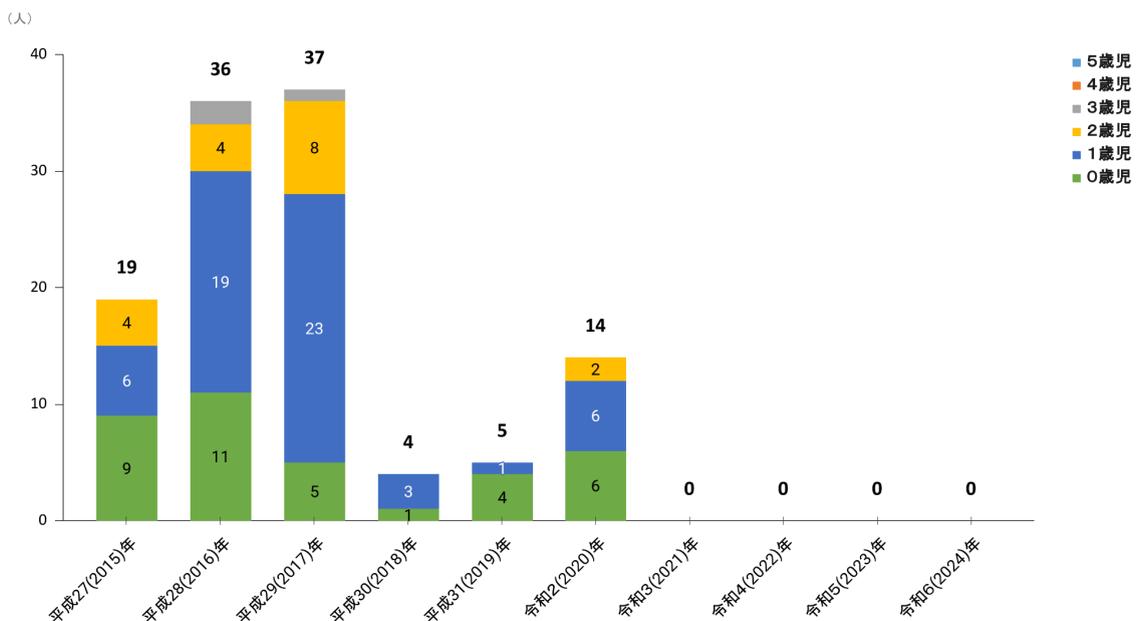


出典：保育課調べ（各年4月1日現在）

## ②待機児童数

平成27(2015)年以降の本市の待機児童数は、平成29(2017)年の37人をピークに減少し、令和3(2021)年以降は待機児童0人を継続しています。

【図：年齢区分別待機児童数の推移】

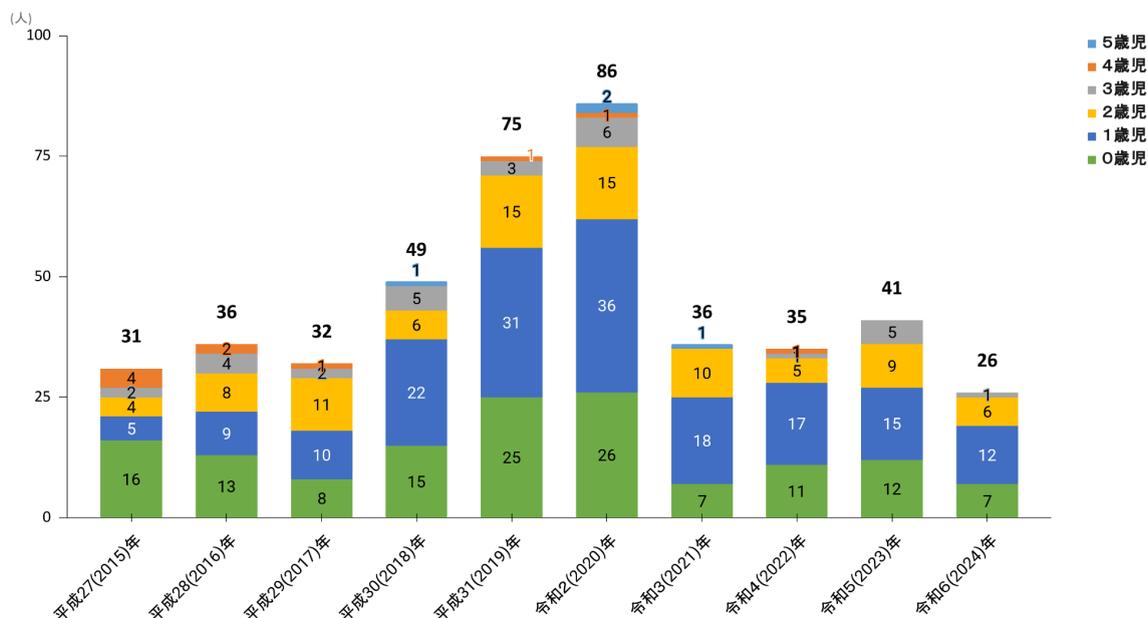


出典：保育所等待機児童数調査（各年4月1日現在）

### ③入園待ち児童\*数

平成27(2015)年以降の本市の入園待ち児童数は、令和2(2020)年の86人をピークに減少傾向となっています。平成29(2017)年以降、1歳児の入園待ち児童が最も多くなっており、令和6(2024)年では、入園待ち児童の46.2%(12人)が1歳児となっています。

【図：年齢区分別入園待ち児童数の推移】



出典：保育所等待機児童数調査（各年4月1日現在）

#### \* 入園待ち児童

市内の保育園等に入園申込をしている市内在住の児童であって、保育園等に入園することができず、入園待ちの状況にある児童。特定の保育園等のみ希望、育児休業中、求職活動休止中の場合は、待機児童数には算入しない。

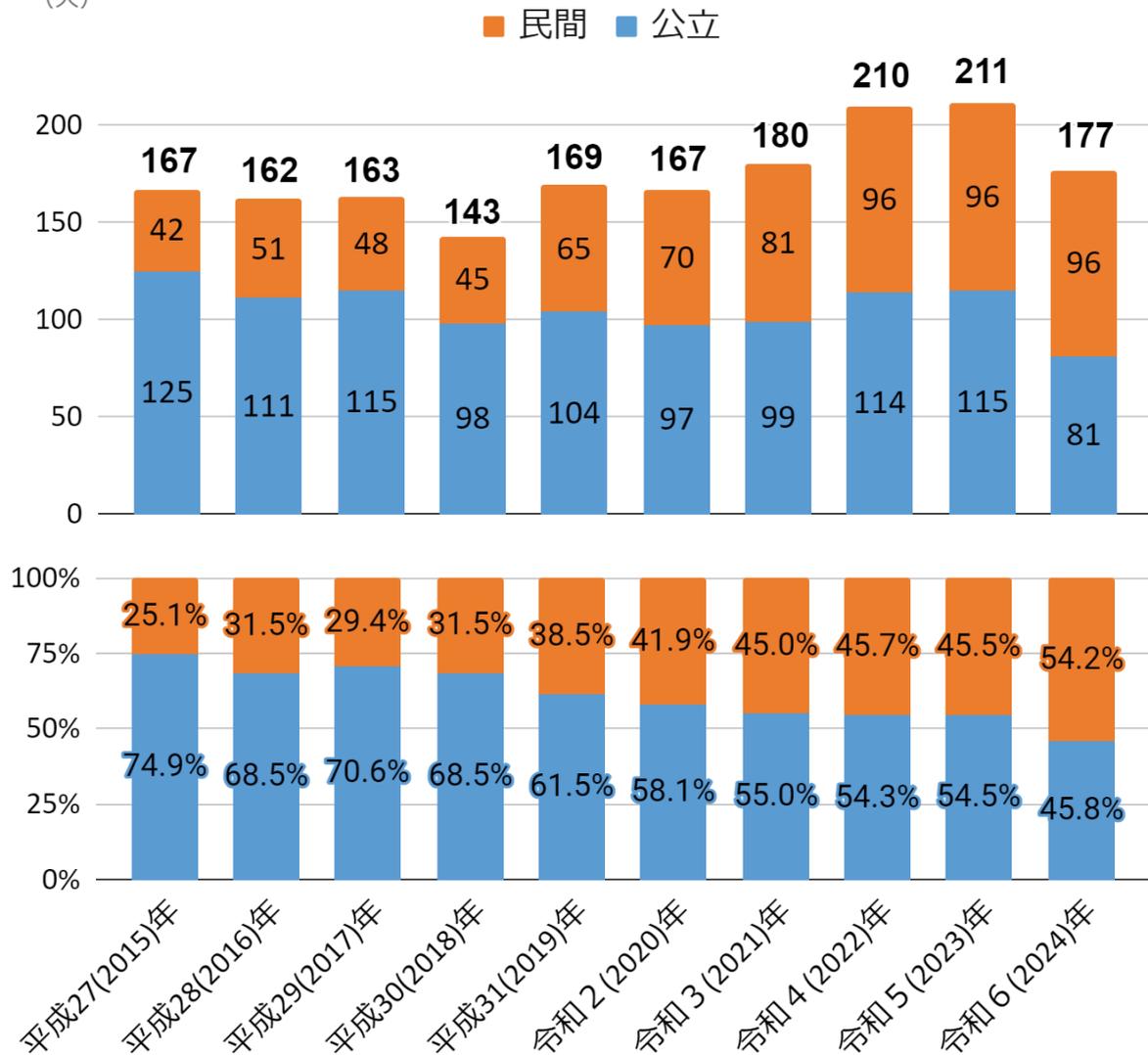
### ④要支援児童\*数

保育園等に入園している要支援児童数は、増加傾向となっています。設置主体別で見ると、民間保育施設の要支援児数が年々増加しています。

一方で、令和6(2024)年の入園児童数に対する要支援児童数の割合を見ると、公立保育園が13.7%と、民間保育施設の4.4%を大きく上回り、公立保育園が要支援児の受入れを積極的に行っていることがわかります。

【図：要支援児童数の推移、設置主体別の割合の推移】

(人)



令和6(2024)年	入園児童数(2・3号)	要支援児童数	要支援児童の割合
民間保育施設	2,175人	96人	4.4%
公立保育園	593人	81人	13.7%

出典：保育課調べ

※平成27年～令和5年は2回目の発達支援審査会での認定数、令和6年は1回目の認定数

\* 要支援児童

保育園等での生活において特に配慮が必要な児童。ここでは、発達支援審査会で、発達支援児保育（通常の配置基準に加えて保育士の配置）が必要として認定を受けた児童のこと。

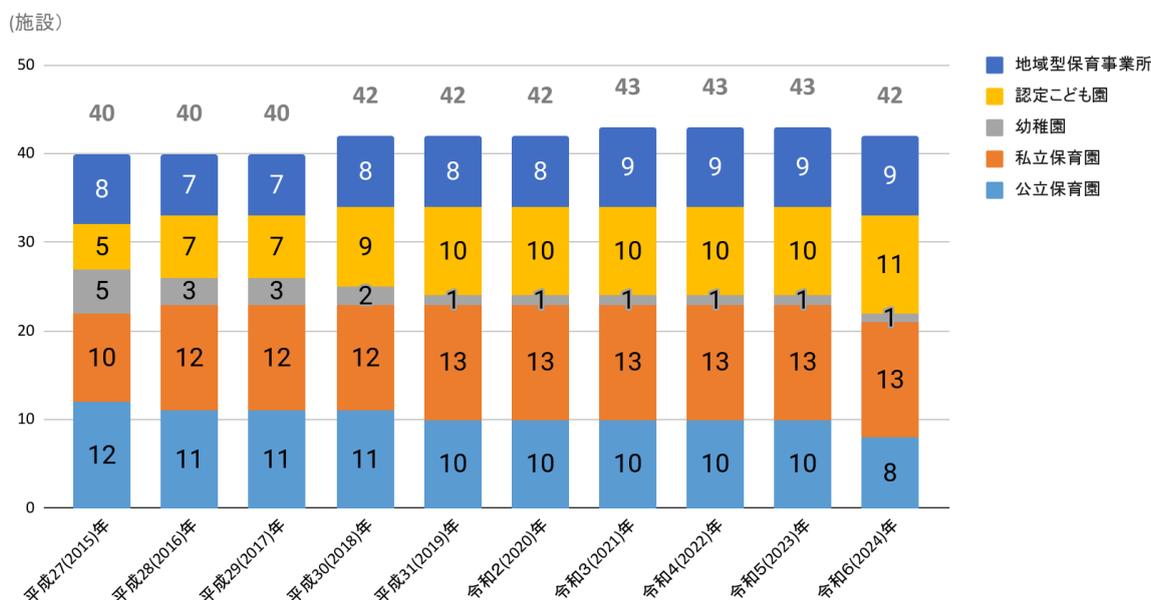
### (3)施設

#### ①施設数の推移

令和6(2024)年現在、本市の保育園等の施設数は、公立保育園が8施設、私立保育園が13施設、幼稚園が1施設、認定こども園が11施設、地域型保育事業所が9施設で、合計42施設となっています。

施設種別ごとに、平成27(2015)年と比較すると、公立保育園は、民営化や廃止により4施設が減少しており、私立保育園は3施設が増加しています。また、幼稚園は認定こども園への移行に伴い4施設が減少し、認定こども園は、幼稚園等からの移行や新設で6施設が増加しました。

【図：施設数（施設種別ごと）の推移】

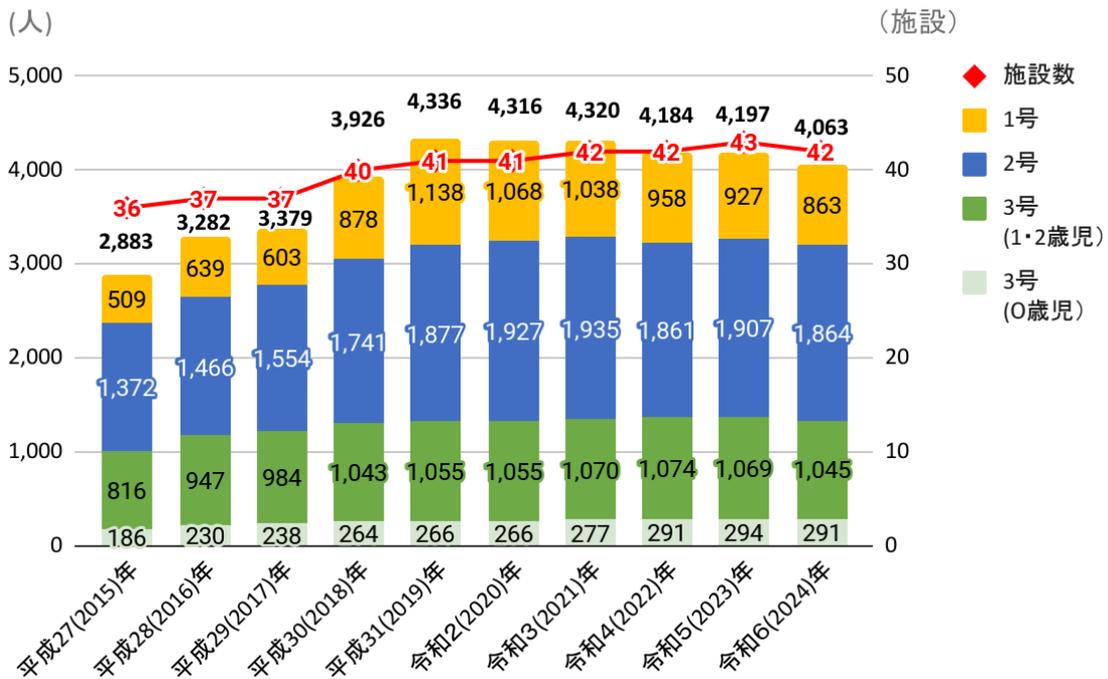


出典：保育課調べ（各年4月1日現在）

#### ②利用定員の推移

令和6(2024)年現在、本市の保育園等の利用定員は、合計で4,063人となっています。平成27(2015)年と比較すると、1号定員が354人、2号定員が492人、3号定員（0歳児）が105人、3号定員（1・2歳児）が229人増加し、合計で1,180人増加しました。増加の要因としては、幼稚園の認定こども園移行、認定こども園や地域型保育事業所の新設、保育園等の施設整備に伴う定員増などが挙げられます。

【図：施設数と利用定員（認定区分ごと）の推移】



出典：保育課調べ（各年4月1日現在）  
 ※施設数・利用定員に新制度未移行幼稚園は含んでいません

### ③入所率

令和6(2024)年3月現在、本市の保育園等の入所率は、合計で93.4%となっています。公立保育園の入所率は80.5%と低くなっていますが、施設の廃止に向け児童の新規受入れを停止していることや要支援児を多く受入れていることなどが要因となっています。

私立保育園と地域型保育事業所の入所率は、すべての認定区分で100%を超えています。幼稚園と認定こども園の1号認定は87.1%となっており、教育ニーズに対し過大に定員が設定されていることが伺えます。

【表：施設種別ごとの利用定員と利用児童数と入所率の一覧表】

施設種別	利用定員（令和6.3.1現在）					利用児童（令和6.3.1現在）					入所率				
	1号	2号	3号		合計	1号	2号	3号		合計	1号	2号	3号		合計
			0歳	1・2歳				0歳	1・2歳				0歳	1・2歳	
公立保育園	—	622	64	294	980	—	499	66	224	789	—	80.2%	103.1%	76.2%	80.5%
私立保育園	—	595	117	418	1,130	—	614	118	424	1,156	—	103.2%	100.9%	101.4%	102.3%
幼稚園	84	—	—	—	84	70	—	—	—	70	83.3%	—	—	—	83.3%
認定こども園	843	690	66	271	1,870	737	701	64	260	1,762	87.4%	101.6%	97.0%	95.9%	94.2%
地域型保育事業所	—	—	47	86	133	—	—	50	91	141	—	—	106.4%	105.8%	106.0%
合計	927	1,907	294	1,069	4,197	807	1,814	298	999	3,918	87.1%	95.1%	101.4%	93.5%	93.4%

出典：保育課調べ（令和6年3月1日現在）

#### ④保育サービスの実施状況

保護者の就労形態の多様化や共働き世帯の増加などに伴う保育需要に対応するため、本市の保育園等においては、「延長保育」「一時保育」「休日保育」「病児・病後児保育」などが各園で実施されています。

公立保育園の民営化等の際に、保育サービスの充実を図っており、令和6年4月1日から民営化したひがしなす保育園の場合は、「一時保育」「休日保育」が実施されるようになりました。

一方で、市全体での一時保育や休日保育、病児・病後児保育の実施率は、30%未満となっており、今後、これらの充実が求められることも予想されます。

【表：保育サービスの実施状況一覧表】

施設種別	保育園		認定こども園		地域型	民間保育 施設計	合計
	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	小規模		
施設数	8	13	9	2	9	33	41
延長保育 (短時間)	8 100%	13 100%	9 100%	2 100%	9 100%	33 100%	41 100%
延長保育 (標準時間)	3 38%	10 77%	7 78%	1 50%	4 44%	22 67%	25 61%
一時保育 (一時預かり)	2 25%	7 54%	2 22%	0 0%	0 0%	9 27%	11 27%
休日保育	0 0%	3 23%	1 11%	0 0%	0 0%	4 12%	4 10%
病児・病後児 保育	0 0%	1 8%	1 11%	0 0%	0 0%	2 6%	2 5%
子育てサロン	1 13%	5 38%	1 11%	2 100%	0 0%	8 24%	9 22%

出典：保育課調べ（令和6年4月1日現在）

## (4)公立保育園

### ①建物の耐用年数

公立保育園の耐用年数は、下表のとおりとなっています。すでに法定の耐用年数を経過している施設が8施設中6施設となっており、全体的に老朽化が進行しています。

【表：公立保育園園舎耐用年数等一覧表】

施設名称	構造	建築年度	経過年数	耐用年数	残存年数 (法定)	老朽化度 (法定)
さくら保 育園	鉄筋コンクリート造2 階建て	平成6年度	30年	47年	17年	63.83%
たかはやし 保育園	木造平屋建て	平成13年度	23年	22年	-1年	104.55%
なべかけ 保育園	木造平屋建て	平成11年度	25年	22年	-3年	113.64%
わかば保 育園	木造平屋建て	昭和46年度	53年	22年	-31年	240.91%
さきたま 保育園	鉄骨造平屋建て	昭和55年度	44年	34年	-10年	129.41%
永田保 育園	鉄骨造平屋建て	平成26年度	10年	34年	24年	29.41%
三島保 育園	鉄骨造平屋建て	昭和51年度	48年	34年	-14年	141.18%
南保 育園	鉄骨造平屋建て	昭和57年度	42年	34年	-8年	123.53%

出典：保育課調べ（令和6年4月1日現在）

### ②公立保育園職員数

市が保育士として任用している正職員（再任用職員含む）は102人で、公立保育園には84人が配置されています（保育園以外の部署：7人、育休等：11人）。年代別で見ると、40代の職員が多くなっていますが、比較的バランスよく任用されており、保育のノウハウなどを継承できる環境になっていると考えられます。

一方、会計年度任用職員保育士は、164人が任用されており、常勤（フルタイム）の勤務となる会計年度任用職員保育士は84人、非常勤が80人で、常勤換算値では合計135.8人となっており、会計年度任用職員の割合は、61.8%となっています。

【表：正職員保育士の年代別人数と割合】

	20代	30代	40代	50代	60代	計
人数(人)	16	22	42	21	1	102
割合	15.7%	21.6%	41.2%	20.6%	1.0%	100%

【表：公立保育園の保育士配置数】

正職員(人)				会計年度任用職員(人)			計H (D+G) (人)	会計年度任用 職員割合 (%) (G/H×100)
園長 A	副園長 B	保育士 C	小計D (A~C)	常勤 保育士E	非常勤 保育士F	小計G (E+F)		
8	8	68	84	84	51.8	135.8	219.8	61.8%

出典：保育課調べ（令和6年4月1日現在）

### ③公立保育園の役割・在り方

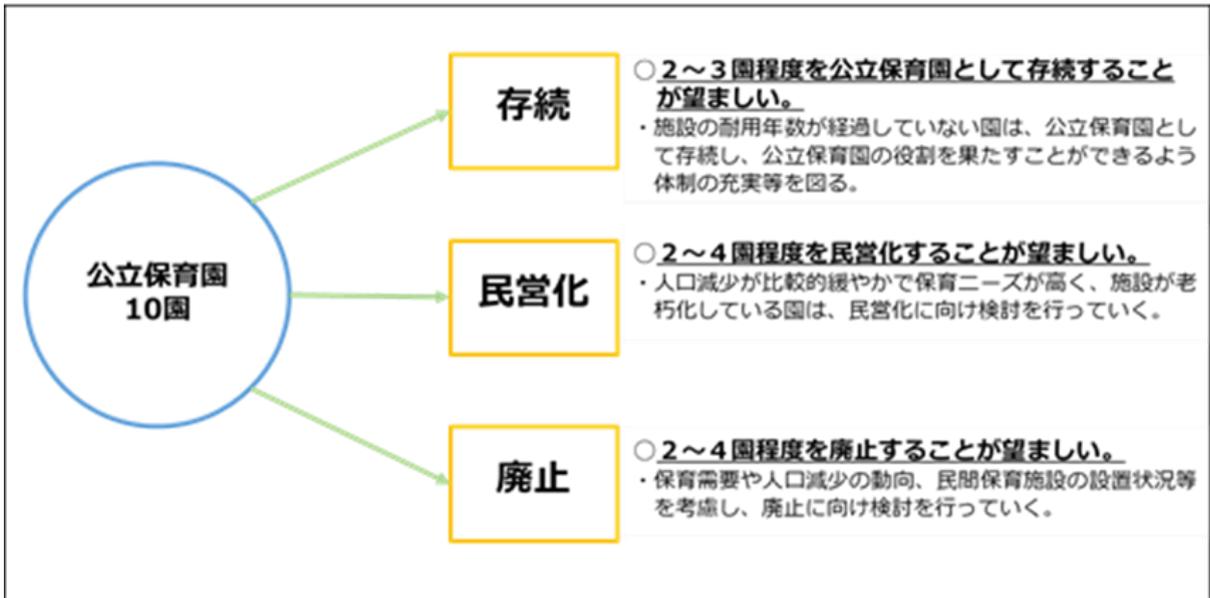
令和3年度に学識経験者などによる「公立保育園在り方検討会」から、公立保育園に今後求められる役割は、「①児童のセーフティネットとしての役割」「②定員調整機能としての役割」「③市全体の保育の質の向上を牽引する役割」「④地域の子育て支援拠点としての役割」であると提言されています。これらの役割を担いつつ、同検討会が示した基本的な考え方に基づき、「公立保育園の在り方」の実現を目指し、民営化・廃止を進めています。

【表：公立保育園の在り方の基本的な考え方】

#### 基本的な考え方（抜粋）

- ①公立保育園の役割を担うため、各地区（「黒磯地区」「西那須野・塩原地区」）に公立保育園を1園以上配置する必要がある。
- ②多様化する保育ニーズに対応するとともに、効率的・効果的に保育環境を整備するため、引き続き公立保育園の民営化を推進する必要がある。
  - ▶具体的には、以下の要件をどちらも満たす園を民営化の対象とする。
    - ・少子化が進展した場合においても、保育ニーズが高いことが見込まれ、経営の安定が見込める園
    - ・施設の老朽化が著しく、民営化の際に、施設整備（園舎の新築等）を行うことで、保育環境の改善を図ることができる園
- ③民間保育施設とバランス良く共存していくことができるよう、周辺地域の保育需要や人口減少の動向、民間保育施設の設置状況等を考慮し、一定数の廃止も検討していく必要がある。
- ④公共施設等総合管理計画に基づき、施設を管理していく必要がある。

【図：公立保育園の在り方（イメージ図）】



出典：公立保育園在り方検討会報告書（令和4年3月）

## (5)国の政策

少子化対策が喫緊の課題となる中、国においては、令和5(2023)年4月にこども家庭庁が発足し、「こどもまんなか社会」の実現に向けて動き出しました。

このような中、令和5(2023)年12月に「こども未来戦略」を策定し、若年人口が急速に減少する2030年代に入るまでが、加速化する少子化・人口減少を反転させることができるかどうかの重要な分岐点であり、令和12(2030)年までをラストチャンスと位置付け、少子化対策と経済成長実現に不退転の決意で取り組むこととしています。

こども未来戦略に定められている国の保育関係施策は次のとおりです。

### ○**幼児教育・保育の質の向上** ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

- ・待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、**安心してこどもを預けられる体制整備**を急ぐ必要がある。
- ・具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準については、
  - ① 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった**4・5歳児について、30対1から25対1への改善**を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）。
  - ② 2025年度以降、**1歳児について**、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の**早期に6対1から5対1への改善**を進める。

### ○**全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充** ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

- ・0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、**現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設**する。

・具体的には、2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、**2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付**として全国の自治体において「こども誰でも通園制度（仮称）」を実施できるよう、所要の法案を次期通常国会に提出する。

○**多様な支援ニーズへの対応～こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援と社会的養護、障害児・医療的ケア児等の支援基盤の充実～**

・障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児の支援体制の強化や**保育所等におけるインクルージョンを推進**する。具体的には、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、専門的な支援の提供と併せて、地域の障害児支援事業所や保育所等への支援を行うなどの機能強化を行うとともに、保育所等への巡回支援の充実を図る。

出典：こども未来戦略（抜粋）

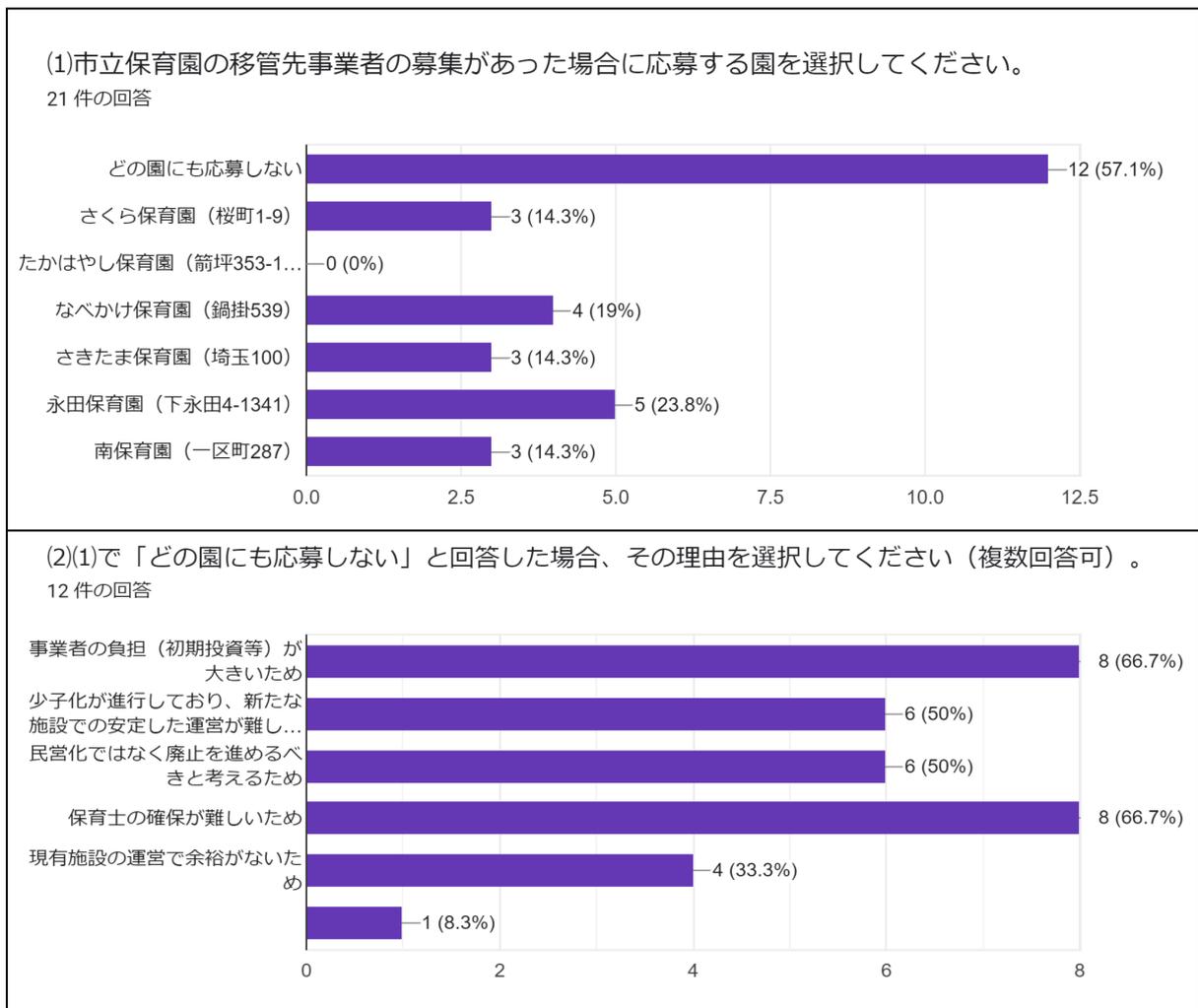
## (6)事業者の意向

市内の民間保育施設に対し、本計画の策定の参考とするため、意向調査を実施しました。主な調査結果は、次のとおりです。

### ①公立保育園の民営化

市内の保育園・認定こども園に対し、民営化の応募意向を聞いたところ、「どの園にも応募しない」の回答が12件（57.1%）で最も多い結果となりました。その理由としては、「事業者負担（初期投資等）が大きいため」が8件（66.7%）、「保育士の確保が難しいため」が8件（66.7%）、「少子化が進行しており、新たな施設での安定した運営が難しいため」が6件（50%）、「民営化ではなく廃止を進めるべきと考えるため」が6件（50%）となっています。

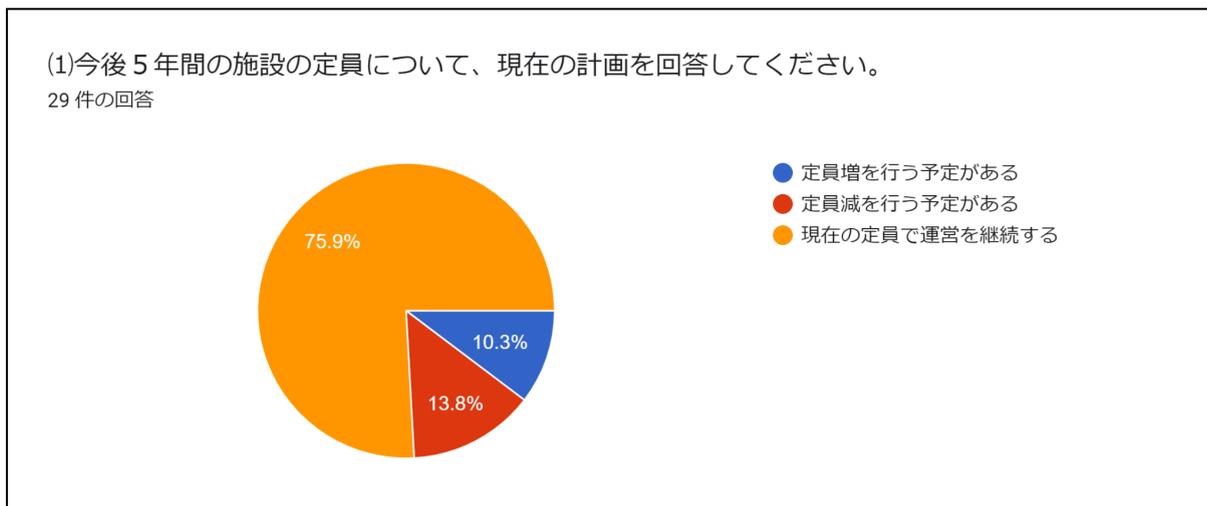
民営化を進めるためには、事業者からの応募が必要不可欠です。民営化を円滑に推進するため、事業者負担の軽減や保育士の確保に対する支援なども検討していく必要があります。



## ②今後の施設運営

市内の民間保育施設に対し、今後5年間の施設の定員についての計画を聞いたところ、「現在の定員で運営を継続する」の回答が22件（75.9%）で最も多い結果となりました。

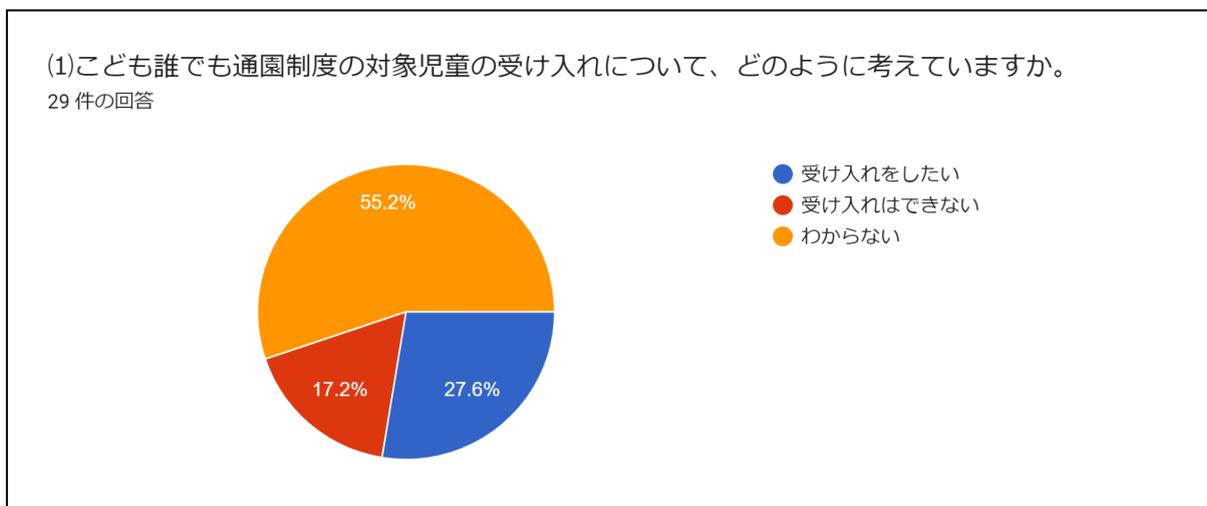
少子化に対応しつつ、民間保育施設の体制を維持するため、公立保育園においては、「定員調整機能としての役割」を果たしていく必要があります。



## ③こども誰でも通園制度（仮称）

市内の民間保育施設に対し、こども誰でも通園制度の受入意向について聞いたところ、「わからない」の回答が16件（55.2%）で最も多い結果となりました。これは、国からの情報提供が十分でないため、制度の詳細が不明であることへの不安などが原因と考えられます。

一方で、制度の本格実施に向けては、受入体制を確実に整える必要があります。そのため、市としては、公立保育園や受入意向のある民間保育施設を中心に、段階的に受入体制を整備し、制度の円滑な実施を推進する必要があります。



## (7)第2期保育園整備計画の進捗

第2期保育園整備計画の計画期間中に、長年の懸案であった待機児童を解消することができました。また、第1期保育園整備計画から民営化の対象園として定められていた「ひがしなす保育園」を民営化することもできました。

なお、第2期保育園整備計画で定めた施策の実績は、次のとおりとなっており、概ね計画どおりに進捗したと評価できます。

### ◆施策1：地域型保育事業所の設置

指標	1園から2園の設置
実績	1園の新規設置
備考	・令和2年度：小規模保育事業を新規認可 ・令和3年度：家庭的保育事業から小規模保育事業に移行

### ◆施策2：既存の私立保育園及び私立認定こども園の整備の促進

指標	対象園：1年度に1園程度
実績	計画期間（5年）内に5園
備考	・令和2年度：大規模修繕1園（2か年事業） ・令和3年度：大規模修繕1園、新築1園（2か年事業） ・令和4年度：新築1園（2か年事業） ・令和5年度：大規模修繕1園

### ◆施策3：公立保育園の民営化の推進

指標	対象園：最大2園
実績	1園
備考	・令和4年度：ひがしなす保育園の民営化（移管先事業者）が決定 ※令和6年4月1日から民営化 ・令和6年度：三島保育園の民営化（移管先事業者）が決定 ※令和8年4月1日から民営化予定

◆施策4：私立園の新たな認可施設への移行支援

指標	0歳児を中心とした定員増を図る。
実績	0歳児の利用定員25人増（令和2年度266人→令和6年度291人）
備考	・令和6年4月1日、いなむら保育園が認定こども園に移行 ※0歳児定員3人増、一時保育の実施。

◆施策5：公立保育園の今後についての検討（公立保育園の在り方の実現）

指標	・本計画中に公立保育園の今後について方向性を決める。 ・本計画中に1園を廃止する。
実績	・公立保育園の在り方を取りまとめた。 ・廃止：1園
備考	・令和3年度：公立保育園在り方検討会開催 ・令和5年度末：大貴保育園廃止

## 4 課題

「3現状」などを踏まえ、本計画における課題を以下のとおり整理します。

### (1)待機児童0人の継続

本市では、増加する保育ニーズに対応するため、民間保育施設の整備などにより利用定員を拡充し、令和3(2021)年度には、待機児童0人を達成しました。

一方で、今後も那須塩原市総合計画に基づき、継続して市の魅力発信、移住・定住施策を推進していくことや女性の就業率が継続して上昇していることなどから、少子化の状況下にあっても0・1・2歳児の保育需要は横ばい、または、微減で推移するものと見込んでいます。

これまで待機児童対策のため、積極的に整備を進めた民間保育施設の体制を維持しつつ、待機児童0人を継続し、市全体で適切な定員設定とする必要があります。

### (2)多様な保育ニーズへの対応

要支援児や医療的ケア児など支援を必要とする児童の受入れなどの保育需要は、就学前児童数が減少していく中でも、増加あるいは同水準で推移していくものと予想されます。そのため、公立保育園だけでなく、民間保育施設を含めて受け皿となるべく保育環境を整える必要があります。

また、保護者の就労形態の多様化や女性の就業率の増加などは今後も続くものと想定されることから、延長保育、休日保育、一時保育、病児・病後児保育など多様な保育ニーズへの対応も引き続き行っていく必要があります。

加えて、令和8年度から本格実施が予定されている「こども誰でも通園制度（仮称）」については、本市においても確実に実施できるよう受入体制を整備する必要があります。

### (3)公立保育園の在り方の実現に向けた取組の推進

本市の公立保育園は、耐用年数を経過している施設が、8施設中6施設となっており、うち3施設は耐用年数の経過が10年超の施設となっています。全ての施設において、耐震性は確保しているものの、施設の老朽化が進行しています。

また、公立保育園においては、会計年度任用職員保育士の割合が高くなっており、保育サービスの充実や保育の質の維持・向上、保育士の労働環境の改善などの観点から、正職員保育士の比率を改善させる必要があります。

これらの課題解決のため、公立保育園においては、公立保育園在り方検討会が提言した役割（「①児童のセーフティネットとしての役割」「②定員調整機能としての役割」「③市全体の保育の質の向上を牽引する役割」「④地域の子育て支援拠点としての役割」）を担いつつ、在り方の実現を目指し、民営化や廃止を引き続き進めていく必要があります。

## 5 基本方針

「3現状」「4課題」などを踏まえ、本計画における基本方針を次のとおりとします。

### ◆基本方針1：第3期那須塩原市子ども・子育て未来プランと連動した対応を図ります。

- ◎こどもをめぐる社会情勢や育児環境の変化に伴い、子育てが孤立化しており、子育ての不安や負担が増大していることなどから、地域の子育て支援の柱として、保育園等の役割は大きくなっています。
- ◎「市町村子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援対策行動計画」「市町村子ども・若者計画」「こどもの貧困対策計画」など本市のこども施策に関する総合的な計画である「第3期那須塩原市子ども・子育て未来プラン」を令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの期間で定めています。本計画は、第3期未来プランに関連する計画として、教育・保育の量の見込みと確保方策を定めているため、これに基づいた保育園等の整備を進めるとともに、必要に応じてその他の様々な子育て施策とも連動した施設整備を進めていきます。

### ◆基本方針2：少子化を考慮した保育園等の整備を図ります。

- ◎国の少子化対策の実現に向けて策定された「こども未来戦略」に定められている「こども誰でも通園制度（仮称）」「保育所等におけるインクルージョン」の体制整備を進めていきます。
- ◎老朽化による施設の改修が行われる際は、不足が見込まれる特別保育の実施や医療的ケア児の受入れなど保育サービスの向上ができるよう民間保育施設に働きかけ、児童の処遇改善と併せて保育サービスの充実も図っていきます。
- ◎これまで進めてきた施設整備等により、保育園等の利用定員が増加しましたが、少子化の進行により供給過多とならないよう公立保育園を中心に定員調整を図ります。

◆基本方針3：公立保育園の在り方の実現に向けた取組を推進します。

◎引き続き、公立保育園の在り方の実現のため民営化や廃止を進めます。

◎市の財政負担を軽減し、多様化する保育ニーズへの対応を図るため、次の2点の要件に当てはまる園を対象に民営化を推進します。

- ・少子化が進展した場合においても、保育ニーズが高いことが見込まれ、経営の安定が見込める園
- ・施設の老朽化が著しく、民営化の際に、施設整備（園舎の新築等）を行うことで、保育環境の改善を図ることができる園

◎民間保育施設とバランス良く共存していくことができるよう、周辺地域の保育需要や人口減少の動向、民間保育施設の設置状況等を踏まえた上で、廃止も進めます。

## 6 整備等に向けた施策

### ◆施策1：既存の私立保育園及び私立認定こども園の整備の促進

指標	計画期間中に1園以上
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民営化が決定した園に対し国の補助事業の活用を図るとともに、市単独での補助も検討します。</li> <li>○既存の民間保育施設で老朽化対策のための施設整備が必要な場合、「医療的ケア児の受入れ」「休日保育」など不足が見込まれる保育サービスの充実を図ることができる施設整備については、国の補助事業を活用し必要な支援を行います。</li> <li>○ただし、市の財源にも限りがあることから、施設の老朽度や充実されるサービスの内容などに優先度を付けた上で、整備を行っていくよう関係事業者と協議して進めます。</li> </ul>

### ◆施策2：公立保育園の在り方実現に向けた取組（「民営化」「廃止」）の推進

指標	民営化移管先事業者の決定1園以上
内容	<p>○第2期保育園整備計画に引き続き、多様化する保育ニーズへの対応を図るため民営化を推進します。対象園は以下のとおりです。</p> <p>&lt;民営化対象園&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①三島保育園（令和8年度から民営化予定） <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度に移管先事業者を決定しました。</li> <li>・園舎は築48年を経過し、老朽化が進んでおり、敷地は借地となっています。老朽化対策と借地の解消を一体的に図るため、移転・新築を伴う移管となる予定です。</li> </ul> </li> <li>②さきたま保育園（令和11年度から民営化予定） <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少が比較的緩やかな地区にある保育園です。</li> <li>・園舎は築44年を経過し、老朽化が進んでいます。小学校と隣接となっており、保育園敷地が狭く、職員駐車場の確保なども課題となっていることから、移転・新築を前提に民営化を進めます。</li> <li>・保護者会との協議を進め、民営化に向けた理解と協力が得られるよう努めます。</li> </ul> </li> <li>③南保育園（令和12年度以降民営化予定）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少が比較的緩やかな地区にある保育園ですが、直近の国勢調査によると、0～4歳人口の減少率が比較的高くなっています。</li> <li>・さきたま保育園の民営化を優先し、人口減少の推移や保育ニーズを見極めた上で、民営化を進めていくこととします。</li> </ul> <p>○公立保育園の廃止については、公立保育園の役割の一つである定員調整機能としての役割を果たし、既存民間保育施設との共存のため実施します。また、廃止しない公立保育園での正職員保育士の集約につなげ、保育の質やサービスの向上を図ることも目的とします。対象園は以下のとおりです。</p> <p>&lt;廃止対象園&gt;</p> <p>①わかば保育園（令和10年度末廃止予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化の進行状況や園周辺の民間保育施設の設置状況等を踏まえ、保育ニーズに応じた適正な利用定員の設定のため、廃止に向けた取組を推進します（令和6年度から、順次、新規入園児の受入を停止しています）。</li> <li>・園舎は、築53年が経過し、老朽化が進行していることから、計画的に廃止を進めていく必要があります。なお、廃止後は、市で園舎の解体をし、借地の解消を図ります。</li> </ul> <p>②なべかけ保育園（令和13年度末以降廃止予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化の進行状況や園周辺の民間保育施設の設置状況等を踏まえ、保育ニーズに応じた適正な利用定員の設定のため、廃止に向けた取組を推進します。</li> <li>・保護者会との協議を進め、廃止に向けた理解と協力が得られるよう努めます。</li> </ul>
--	---

◆**施策3：民間保育施設の新たな認可施設への移行支援**

指標	計画期間中に1園以上
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「医療的ケア児の受入れ」「休日保育」など不足が見込まれる保育サービスの充実を図ることができる施設が、新たな認可施設へ移行（保育園から認定こども園など）を希望する場合には、適切な支援を行います。</li> <li>○保育サービスの充実のため、改修が必要な場合には、国の補助事業の活用を図るなど、必要な支援を行います。</li> </ul>

◆施策4：こども誰でも通園制度（仮称）の体制整備

指標	「黒磯地区」「西那須野・塩原地区」ごとに受入可能園1園以上
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○公立保育園では、廃止に向けた取り組みとして順次受入れを停止していることから、停止した施設の空き保育室等を活用して、こども誰でも通園制度（仮称）の実施体制の整備を進めます。</li><li>○民営化による保育サービスの充実を図る一環として、こども誰でも通園制度（仮称）の実施体制の整備を進めます。</li><li>○民間保育施設において、こども誰でも通園制度（仮称）の実施のため、改修などが必要な場合には、国の補助事業の活用を図るなど、必要な支援を行います。</li></ul>

## 7 特定課題と対応方向

本計画の推進に当たって、特に重要となる課題とその対応方向を以下のとおり整理します。

### (1)安心してこどもを預けられる教育・保育体制の整備

待機児童対策の推進により受け皿となる施設整備が進んだことで量の拡大が図られましたが、昨今の幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより、子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を進める必要があります。

こうしたことを背景に、令和6(2024)年度から3歳児以上の保育園等の職員配置基準の改善が行われ、今後1歳児の配置基準についても改善が予定されています。また、令和8(2026)年には「こども誰でも通園制度(仮称)」が、本格実施されることになっており、今後ますます保育士の確保が重要となります。

このため、慢性的な保育士不足という課題を解決するため、保育士の確保・定着について、指定保育士養成施設や民間保育施設と連携し、積極的に取り組みます。

併せて、「保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラム」に基づく具体的な取組を推進し、保育の質の向上を図ります。

なお、市内の認可外保育施設においても、質の高い保育サービスが提供され、適切な施設運営がされるよう、市として指導監督を行います。

### (2)第3期那須塩原市子ども・子育て未来プランとの連携

「第3期那須塩原市子ども・子育て未来プラン」は、各市町村で策定が義務付けられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含しています。

「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、今後5年間の保育園等や各種保育サービスの需要(量の見込み)と供給(確保方策)の見込みについて策定することとされているため、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施し、第3期未来プランでその調査結果や少子化などの要因を勘案した今後5年間の量の見込みと確保方策について策定しています。

本計画を推進する上では、第3期未来プランの量の見込みと確保方策との整合を図る必要があります。そのため、第3期未来プランと連携し、整合性を確保しつつ、各種施策を推進していきます。

### (3)施策の実施に伴う財源

今後、人口減少の進展などに伴い、本市の財政状況は厳しさを増していくことが見込まれます。こうした状況下においても、市民サービスの維持・向上を図り、最小の経費で最大限の効果を発揮できる行政運営が求められます。

本計画で定めた施策の実施に当たっては、公立保育園の民営化によって将来にわたり軽減される市の自主財源※や、民間保育施設については国の補助金が活用できることから、これらを併せて活用し、限られた財源を効率的に運用していきます。

#### ※那須塩原市の児童1人当たりの保育の実施に要する費用

公立保育園と民間保育施設で児童1人当たりの保育の実施に必要な費用を比べてみると、民間保育施設の運営経費には国や県からの補助金が充てられます。

しかし、公立保育園は市で全てを負担しなくてはならず、市の負担額を比較すると、民間保育施設は公立保育園に要する費用の約4.5分の1となっています。

【表：保育の実施に要する費用の公立・民間比較表】

(単位：円/月)

令和5 (2024)年度	児童1人当たり の費用	内訳		
		保育料	国・県負担	市負担
公立保育園	146,870	5,840	-	141,030
民間保育施設	111,718	7,531	72,555	31,632

出典：保育課調べ

### (4)公立保育園の在り方実現に向けた取組の推進

#### ①民営化

公立保育園の民営化に当たっては、民営化後も園児が安心して園生活を継続できるよう、移管前の保育内容の継承が必要です。

移管先事業者が決定した後の引継ぎに関しては、保護者会、移管先事業者及び市の三者会議などを通じて、遺漏がないよう細やかな対応を図るとともに、その引継ぎ期間は、年間を通して移管先事業者が当該保育園の保育内容を確認できるよう、少なくとも1年度間を設け、円滑な移管が実施できるように努めます。

また、これまでの民営化を通じて民営化後のフォローの必要性も課題として挙げられますので、民営化後には、運営状況や成果を検証し、民営化事業としての評価を行うことで、民営化後の適切な保育園運営や今後の民営化の取組につなげていきます。

## ②廃止

公立保育園の廃止は、こどもや保護者などに大きな変化をもたらすことから、十分な説明と理解を得ることが不可欠です。

このため、保護者説明会を実施するなど、廃止に向けた理解と協力が得られるよう努めます。また、入園している児童は当該園で卒園できるよう、順次受入れ停止を進めるとともに、必要に応じて転園の配慮をするなど、利用者への影響が最小限となるよう努めます。

## ③存続する公立保育園

公立保育園として存続する園は、老朽化が進行している園もあり、安全・安心な保育環境を確保するため、施設の老朽化対策を進める必要があります。

引き続き、適切な維持管理を実施し、良好な保育環境を維持するための修繕などを行うとともに、大規模な改修の時期を検討し、施設の長寿命化を図ります。

## 8 最後に

少子化の進展により、就学前児童数が引き続き減少していくものと考えられるため、今後は保育園等の定員数が過多になることが予測されます。これまで、待機児童対策のため、積極的に整備を進めた民間保育施設の体制を維持しつつ、市全体で適切な定員設定とするため、今後は公立保育園において需給調整をすることが必要です。

そのため、保育ニーズを適切に把握した上で、公立保育園の役割（「児童のセーフティネットとしての役割」「市全体の保育の質の向上を牽引する役割」など）を果たしつつ、短期的には施設ごとの定員調整、中長期的には施設の廃止を進めることで、適切な保育の提供体制を構築していきます。

少子化、要支援児の増加、保育士不足、施設の老朽化など保育園等を取り巻く状況は厳しさを増しています。そうした中で、保育園等は、多様な保育ニーズに対応し、安心して子どもを預けられる環境を提供することが求められています。

本計画は、少子化に対応した保育の提供体制の構築を目指して策定したのですが、安心して子どもを預けられる環境のためには、保育の質の向上が不可欠です。本計画と「保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラム」に基づく具体的な取組を合わせて推進し、市民の多様な保育ニーズに応え、安心して子どもを預けられる環境を整備することで、子育てしやすいまちづくりを目指します。